

特別な理由による任意予防接種費を助成

三木市では、小児がん等の治療として、骨髄移植手術その他特別な理由により定期予防接種で受けたワクチンの予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で予防接種を再接種する方に対して、経済的な負担の軽減および感染症予防を目的として、再接種の費用を助成します。事前に手続きが必要ですので、まずはお相談ください。

1 対象者 次の①～③のすべての要件を満たす方

- ① 骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること
- ② 予防接種の再接種を受ける日において三木市に住民票（住民登録）があること
- ③ 接種済みの定期予防接種の接種回数および接種間隔が、定期接種の規定による接種であること

2 助成額 予防接種にかかった費用（ただし、再接種を受けた年度の三木市医師会への委託料金を上限とします。）

3 手続き等の流れ

再接種前

- (1) まず、医師の理由書を添えて認定申請をしていただきます
- (2) 審査後、助成対象者には認定通知書を交付します

再接種 医療機関において、自費で予防接種を受けていただきます

再接種後

- (1) 最終再接種日から6か月以内に、助成金の申請をしていただきます
- (2) 支給決定後、助成金を指定口座に振り込みします

問い合わせ先 三木市健康福祉部健康増進課
電話 0794-82-2000（内線 715101）